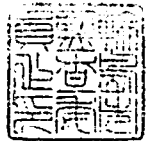


輪島市監査公表第 42 号

地方自治法第199条第4項の規定により執行した監査の結果について、
同条第9項の規定に基づき次のとおり公表します。

平成25年12月17日

輪島市監査委員 湊 良 作



輪島市監査委員 中 山 勝



定期監査結果報告

1 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査

2 監査実施日及び監査対象課

平成25年11月29日（金） 上下水道課

3 監査を実施した監査委員

輪島市監査委員 湊 良 作

輪島市監査委員 中 山 勝

4 監査の範囲及び方法

監査対象課の財務に関する事務の執行が適切かつ公正で効率的に行われているかについて監査を行うものである。

今回はあらかじめ提出を求めた平成25年度の監査資料（平成25年4月から9月まで）に係る事務事業全般及び平成24年度関連分の監査資料を中心に、担当職員から説明を聴取して実施した。

また、行政監査の視点に立った監査もあわせて実施した。

5 監査の結果等

監査した財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。監査対象課に対しては、執行時に次のとおり意見を述べさせていただいたことを申し添える。

○各事業での随意契約については、おおむね適正に契約されていた。本来は競争入札が基本であるため、契約事務を行うに当たっては、予定価格や事業内容等を精査し（地方自治法施行令第167条の2第1項各号の規定）契約締結をしていただきたい。

また、一部において次のとおり改善や検討及び適正処理を要する事項が見受けられた。

なお、口頭で指示した軽微な事項については記述を省略する。

（指摘事項）

① 上下水道使用料及び下水道受益者負担金滞納額について

督促状や催告書の発送・臨戸訪問の徴収に加え、コンビニエンスストアで、上下水道使用料を納付できるようになり、納付者の利便性につながり明るい成果の兆しが伺われたが、依然として滞納が発生している。引きつづき滞納額縮小に向け努められたい。